

**情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会**  
**市場検証委員会（第4回）**  
**議事録**

- 1 日時：令和7年10月1日（水）13:02～14:08
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
大橋主査、浅川委員、田平委員、林委員、矢入委員、荒牧専門委員、  
高口専門委員、佐藤専門委員、竹房専門委員、宮田専門委員
  - ・ 総務省  
湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、  
井上事業政策課長、飯嶋料金サービス課長、  
岸事業政策課調査官、林事業政策課市場評価企画官、  
水本事業政策課課長補佐、小杉事業政策課課長補佐
- 4 議事

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しいところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから市場検証委員会第4回会合を始めさせていただきます。本日は、中尾委員と西村委員が御欠席、林委員については途中から御参加ということで、10名の御出席となっております。

本日、議題ですけれども、3つ御用意をさせていただいていますが、まず、本日の配付資料について、事務局からお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日、配付資料が計7点ございまして、資料4-1から4-4の4点と参考資料3点となっております。参考資料3につきましては、第3回会合後、委員から追加質問があり、テレコムサービス協会様、日本インターネットプロバイダー協会様、日本ケーブルテレビ連盟様から回答があったものでございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、議事のほうを始めさせていただきます。本日、議事3つございまして、最初の議事として、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価ということになります。

この件ですけれども、本年の9月30日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会

に諮問がなされまして、同日に開催された電気通信事業部会における審議の結果、本委員会において、検討を行うこととされたものでございます。

こちらについて、資料の4-1を事務局に御用意いただいておりますので、まず御説明いただいた後、皆さんと討議できればと思います。それでは、よろしく願いいたします。

**【水本事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。資料4-1に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価について説明いたします。

1 ページ目をお開きください。「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」の概要についてでございます。本方針は、9月4日に情報通信行政・郵政行政審議会から答申をいただき策定されたものとなります。具体的な内容として、「電気通信事業者間の競争の状況の調査」と「公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査」について定めてございます。そして、これらの調査結果を踏まえた「適正な競争関係の確保に関する評価」について定めてございます。

ここでは、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループの累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れて、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価することとしております。

2 ページ目をお開きください。「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」についてでございます。本評価につきましては、電気通信事業法第169条第2号の規定に基づき、本年9月30日に、総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に諮問がなされたものでございます。

検討事項といたしましては、先ほど御説明させていただいた方針で定められており、「電気通信事業者間の競争の状況の調査」と「公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査」の結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて、どのような評価を行うべきかということになります。

スケジュールといたしましては、令和8年9月頃に答申を希望しております。

3 ページ目をお開きください。令和7年度市場検証における主な調査項目及びその調査内容案についてでございます。ここでは、令和7年度市場検証における主な調査項目として、4点挙げております。

まず、NTTデータグループの完全子会社化の検証につきましては、本日も議題の1つとなっておりますが、NTTデータグループの完全子会社化に伴う公正な競争環境への影響を調査していくこととしております。また、価格転嫁に関する取組状況の確認につきましては、通信関係の業界団体の取組状況をフォローアップしていきたいと考えております。クラウドの実態把握につきましては、クラウドサービス全般の動向、電気通信事業者向けクラウドサービスの事業実態、主要電気通信事業者による利用状況・依存の程度について、実態を把握していきたいと考えております。そして、電柱の貸与に関する取組状況の確認につきましては、指針等に基づく措置の実施状況に加えて、電柱の自己利用と他者利用との間で電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容について確認していきたいと考えております。そのほか、これまで定点的に調査を実施してきた、スライドに記載の指標等につきましては、継続して調査することとしております。

4ページ目をお開きください。今後のスケジュール案でございます。NTTデータグループの完全子会社化の検証につきましては、今年の11月末をめぐり、今後の対応を整理してまいりたいと考えております。また、価格転嫁に関する取組状況の確認と、電柱の貸与に関する取組状況等の確認につきましては、11月頃から調査を進めていきたいと考えております。そして、クラウドの実態把握につきましては、来年の1月頃から本格的に調査を進めていきたいと考えております。これらと並行いたしまして、競争の状況の調査等の定点調査を進めていきたいと考えております。

これら検証・確認の結果につきましては、来年6月末をめぐり取りまとめ、来年9月頃に評価の答申をいただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

それでは、皆様方から、ただいまの議題1に関する内容について御意見あるいは御質問がありましたら、いつもどおり、チャット欄でお知らせをいただければ、私のほうから指名をさせていただきます。

林委員が今日少し遅られるということですが、メモのほうを頂いていますので、事務局のほうから代読をお願いできますでしょうか。

**【水本事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。林委員からのコメントを代読させていただきます。

資料4-1の検討項目について、賛同します。その上で、2ページの「②検証対象市場に係る競争状況等の分析」について、一言申し上げます。

今年度の市場検証会議の法人（民間企業・自治体）向けアンケートでも、回線調達においては、回線種別・用途、回線単体かソリューションとの一体かに関わらず、「調達に関して相談した企業から実際の調達先が選ばれる割合が最も高い結果となっており、調達に関する相談相手に選ばれることが重要であることがうかがえる」との調査結果が出ており、法人ユーザとの接点が重要な要素であることが推測できます。

その相談相手として、NTTデータグループをはじめとするNTTグループ各社が大宗を占めると考えられる中、通信とソリューションの法人顧客（エンドユーザ）は同一であることに鑑みると、通信・ソリューションという垣根を越えた双方からの一体営業は顧客接点さえも奪われることとなるため、公正な競争環境にとって脅威となり得ることが想定されます。こういった点も踏まえて、法人市場の特徴に焦点を合わせた分析が必要と考えます。

以上となります。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

ほかの委員の方で、御質問とか御意見いかがでしょうか。特段御異論等ございませんか。ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、調査及び評価の実施に関する方針というものをいただいていますけれども、これに基づく電気通信事業者間の競争の状況及び電気通信事業法又はNTT法に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況についての調査、こちらのほうをお願いできればというふうに思います。また、こちらのほうの調査の進捗に合わせて皆さんと御議論させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、差し支えなければ、議題の2のほうに進めさせていただきます。議題の2のほうは、NTTデータグループの完全子会社化に係る検証に関する論点整理ということでございます。こちらのほうは、事務局において、これまでの事業者あるいは関係団体へのヒアリング、また、追加質問もいただいています、その結果を踏まえて論点を整理したものがございます。こちらのほうは資料の4-2と4-3を御用意いただいていますので、まず、そちらを御説明いただいた後、皆さんと御討議できればと思います。

それでは、よろしく願いします。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局、小杉でございます。それでは、資料4-2に基づき御説明いたします。NTTデータグループの完全子会社化に係る検証に関する論点整理についてでございます。

1 ページおめくりください。NTTデータグループの完全子会社化については、これまで3回のヒアリングや意見交換などを踏まえて、電気通信市場の公正競争を確保するため、以下のとおり検討してはどうかという事務局の整理をしております。

左側ですけれども、これまで競争事業者などから示された公正競争に関する懸念を3つ挙げております。NTT東西・ドコモとNTTデータの情報共有による公正競争への影響、2つ目として、接続ルールなどの対象外となっているものに関する不公平な取り扱い、3つ目として、NTTグループの一体的営業などによる公正競争への影響でございます。

これらの懸念に対して、検証の論点としては、大きく2つに分けて整理をしたところでございます。

1つ目は、現行の電気通信事業法で対応可能なもの。ここで言う「現行」というのは、今年の、2025年の改正法も含めて対応可能なものでございます。1番目として、NTTデータをNTT東西の特定関係事業者指定すべきか。2つ目として、NTTデータをNTTドコモの禁止行為の相手方に引き続き指定すべきか。3つ目として、NTTデータをNTT東西・ドコモの登録の更新制度、これはグループ内合併審査でございますが、その対象にすべきか。4つ目として、NTT東西の局舎のコロケーションにおける公平性を確保すべきかというものでございます。

一方で、このような電気通信事業法で対応できないものについては、⑤として、現行の規律では直接適用できない競争上の懸念について、電気通信の健全な発達の観点から、どのように対処すべきか、検証を深めることで対応していくべきかということについて整理をしております。

2ページ目でございます。まず、1つ目の論点、NTTデータをNTT東西の特定関係事業者指定することについてどのように考えるかでございます。まず、現状を整理しております。現状というのは、指定した場合どのような規制がかかるかという観点での説明でございます。

現行の電気通信事業法第31条では、第一種指定電気通信設備を設置する事業者、これはNTT東西になり、特定関係法人、これはグループ会社という意味でございますが、

グループ会社のうち、公正競争を確保するために必要な者を特定関係事業者として総務大臣が指定しております。現在指定されているのは、NTTドコモとNTTドコモビジネス（旧NTTコミュニケーションズ）の2社でございます。

特定関係事業者に指定された者との間では、次の①から⑤の禁止行為規制が課されます。これは、第30条の禁止行為規制、特定の者を不当に優先的に取扱うことを禁止するなどの一般規定に追加して課されることとなります。1番が役員兼任の禁止。2番が在籍出向の禁止。これは法改正で新たに追加されたものです。これらに加えて、3番として、接続に必要な建物等の利用について不公平な取扱いの禁止。4番として、他の電気通信事業者からの業務受託について、不公平な取扱いの禁止。さらに、5番として、これら以外にも今年の法改正で、総務省令で定める取引又は行為を禁止されるというものでございます。

真ん中に図が書いてありまして、2段階の禁止行為規制になっておりますが、特定関係事業者のドコモについては、少し過去の経緯も記載しております。NTTドコモは、2021年の10月の報告書、これはNTTドコモ完全子会社化を踏まえて検証するために行われた検討会議ですが、この報告書の中で以下の理由から特定関係事業者に指定する必要があるとされたことを踏まえて指定されたものでございます。

1つは、NTT東西が義務コロケーションなどにおいてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念。もう一つが、接続で知り得た情報をNTTドコモに流用するリスク等が構造的に存在する点。このような観点から、当時は役員兼任の禁止などが対象でしたけれども、これらの規制をかける意味で、追加で特定関係事業者に指定されたものでございます。

関連する意見、下に書いていますけれども、こちらの詳細は次の資料4-3に論点ごとに分類して書いておりますが、一例の抜粋になります。この論点について、多くの競争事業者がNTTデータを特定関係事業者に指定すべきとっておきまして、その背景にある課題としては、NTTデータが保有する他事業者の情報などがNTTグループ内で共有されると不公正な競争を助長する懸念があるとしておりました。

3ページ目でございます。2番目の論点、NTTデータをNTTドコモの禁止行為の相手方となる特定関係法人として引き続き指定することについて、どのように考えるか。こちらは、NTTドコモ起点の規制の対象にすることについての論点でございます。

現状、電気通信事業法第30条では、移動通信分野における禁止行為規制、これはNT

Tドコモですけれども、NTTドコモの相手方は、全ての通信事業者にかかるわけではなく、グループ会社のうち、総務大臣が指定した法人に限定されているところでございます。その指定の条件は、ガイドラインにおいて以下の条件を満たす者とされており、1番、2番で携帯電話とかMVNO、FTTHなどの主にネットワークサービス、これの契約数が継続して5万以上であるものを指定しているところでございます。現在指定されているのは、NTT東西、NTTドコモビジネス、NTTデータなどの8社でございます。

これらについて関連する意見は下に書いておりますけれども、2ポツ目、NTTデータは、隣接市場であるSI等の事業領域における競争力や影響力が大きい。現状のガイドライン上は、指定の根拠としてMVNOが5万以上というのが該当しているのですが、そうではなくて隣接市場の影響力が大きい。このため、NTTデータが先ほど申したMVNOなどの通信事業を移管すると、禁止行為規制の対象から外れてしまうようなことがないように回線数によらず指定する必要があるというような懸念を示しているところでございます。これについてどのように考えるかが論点の2つ目でございます。

4ページ目、論点の3つ目でございます。こちらは、NTTデータをグループ内合併審査の対象とすることについてどのように考えるかでございます。現状ですが、これは2025年の改正法により追加された規制になります。市場支配的な事業者、対象はNTT東西・ドコモですが、そのグループ会社と合併等を行った場合には、公正競争確保の観点からグループ内合併審査が可能となっております。

その合併等の相手方は、合併が行われた場合に競争環境に及ぼす影響が大きい事業者とされているところですが、今年2月の最終答申では、NTTグループの自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、重大な影響を及ぼすおそれがある者に限定するということが適当とされているところでございます。

この審査の目的ですけれども、合併等を事後的に審査した上で、禁止行為規制の潜脱を防止する観点から、登録の更新の条件を付することができるようにしているものでございます。

関連する意見として、各社から、NTTデータは登録の更新制度、このグループ内合併審査の対象にすべきという意見が出ておりまして、それは、NTTグループのさらなる一体化により競争優位性が発揮されて禁止行為が潜脱されれば、他社サービスの排除が可能になる。そのような懸念が示されていたところでございます。

5 ページ目、論点の4つ目でございます。特定の事業者との有利な条件での取引の禁止の対象として、NTT東西の局舎のコロケーションを規定することについてどのように考えるかでございます。現状でございますが、NTT東西の局舎内の空きスペースは、他の電気通信事業者もその電気通信設備を設置するために利用されているところがございます。このうち、接続に必要な場合、NTT東西の光ファイバ等を利用するために接続する場合については、「義務コロケーション」と呼んでいまして、現行の電気通信事業法において、禁止行為規制や接続ルールとして利用の公平性が確保されているところでございます。

他方、接続に必要な設備以外の設備を設置する場合、これは「一般コロケーション」と呼ばれておりまして、これについては、利用の公平性を担保するための禁止行為規制などの規定はなく、ルール化されていないところがございます。

これらについての意見ですけれども、まず、NTTからは、コロケーションについては、義務・一般ともに利用する際の利用手続は定められておりまして、NTTデータを優遇することはないということでございます。

一方、競争事業者からは、完全子会社化された後に、限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用・留保する懸念があり、一般コロケーションにおいて、NTTグループとの同等性が確保される必要がある。そうでないと、空きスペースの圧迫により義務コロケーションにも影響が出るおそれがある。そのような懸念が示されているところでございます。

6 ページ目、論点の5つ目でございます。今までの論点4つが現行の電気通信事業法で対応できるものということで整理したものですけれども、これ以外のものについての論点整理でございます。

電気通信事業法における先ほど申してきたような禁止行為規制などの非対称規制は、固定及び移動の電気通信回線設備、これは端末系電気回線設備、アクセス回線のシェアに基づいて適用されるものでございます。したがって、今まで論点に出てきた、回線を設置していないNTTデータですとか、ほかに懸念が示されていたNTTドコモビジネス、中継系は持っていない端末系伝送路を持っていない、そのような会社に規律を課すとか禁止行為規制を課すとか、そういうようなことは困難であるところ、このような直接適用できない競争上の懸念について、電気通信の健全な発達の観点から検証することをどのように考えるかというものでございます。

現状について、令和7年度の実施方針にも記載されておりますけれども、2ポツ目でございます。法人向けサービス市場については、移動系市場、固定系市場、それぞれ法人向けについて、ネットワーク単体で提供される場合とネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定し、検証対象市場としているところでございます。法人向けサービスの提供状況は、用途ごとに多種多様であることが分かっているとございます。

関連する意見として、こちらはNTTデータの完全子会社化を踏まえた意見になりますけれども、検証について、NTTグループとしての一体営業の状況について確認すべきですとか、NTTデータの完全子会社化を踏まえ、法人向けサービス市場への優位性の影響の検証が必要かどうか、支配的地位の有無はソリューション市場単体の市場シェアのみではなくて、隣接市場を含む影響力、実質的な影響力を含んだ総合的な評価が必要というような意見が出てきているところでございます。

このような検証を求める意見に対して、検証を深めることについてどのように考えるかというのが論点の3つ目でございます。

以上、事務局から資料4-2について御説明いたしました。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

これまで、NTTデータの完全子会社化に関する検証ということで、ヒアリングも含めて、これまで委員の方々と意見交換をさせていただいたわけですが、本日、それらを取りまとめて一定の整理を事務局にさせていただいたものであります。

競争事業者などから示された公正競争に対する懸念事項に対して、現行の電気通信事業法で対応可能なもの、そして、それでは直截的には対応できないものという形で整理していただいた上で、一定の方向性を示していただいたものだと思っています。

今回、こうした対応を適用するに当たって、公正競争に関する影響であるとか、あるいは、課せられるNTTへの追加負担という観点でも御意見をいただければいいと思いますし、また、皆さんのこれまでいただいた御意見というのは、資料の4-3に一定程度まとめられていますけれども、こうした御意見に追加の御意見でも構いませんので、ぜひこの機会に多面的な観点から御意見いただければと思います。

チャット欄にていただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、荒牧委員、お願いします。

**【荒牧専門委員】** 荒牧でございます。御説明ありがとうございます。

瑣末な点といえば瑣末ですけれども、指摘していただいた事項の論点4、コロケーションのところですか。全体を拝見していて、この1から3の点というのは、ある程度、事前の規制というか、制度の整備で対応できる部分があるのですけれども、この4というのは多少色合いが違っている印象を受けています。

というのは、現時点では、関連当事者の見解というか、一方では優遇はしませんよと言って、一方ではそういう懸念があるというふうなことで、実際運用したときに、一種の紳士協定的な部分があると思います。仮に、不公平な提供を万一実際に行ってしまったときに、それが調査とか問合せで発覚するまでに多少の時間的なタイムラグがある。事後的に発覚した場合に、いざ、これは不公平だから戻しましょうということは物理的にはなかなか困難だと思います。

そうすると、この部分というのは、別に私自身は、例えばこのルールをもう少し厳格化するとか、そういうことを申し上げているのではなくて、何となく抽象的というか、あやふやな印象を受けます。ここの方向性としては、そういったあくまで事後的に何かあったらベースでの議論ということなのではないでしょうか。それとも、もう少し未然に何かを対処するということもあり得るのか。その辺をもう一度再確認させてください。

**【大橋主査】** 今の質問はまさに直接的な御質問なので、現時点で事務局として回答いただければと思いますが、いいですか。

**【小杉事業政策課課長補佐】** 荒牧先生、ありがとうございます。事務局、小杉でございます。

まず、おっしゃるとおり、論点4だけは1と3と少し毛色が違うというのは御指摘のとおりですけれども、内容的には電気通信事業法で対処可能だと思い、電気通信事業法と親和性が高いので、個別の行為規制なのですが、論点に追加していたところでございます。

その上で、もし不公平な提供があった場合、事後的に検証とか是正するのか、未然に対処するのかという御質問だったと思います。まず、これは禁止行為規制に入れるということを議論していただきたいと思っているのですが、禁止行為規制に入れた場合どうなるかという点、NTT東西は、一般コロケーションについて、局舎スペースの貸出しについて、グループ内企業と他の事業者を公平に扱わないといけなくなる。不公平に取り扱うことを禁止する規制になります。

この規制が課された場合、どちらかという点未然に防ぐ効果があると考えておりました。

て、例えば、空きスペースができましたという情報提供について、グループ内の特定の事業者のみを優遇することができなくなる。事前に空き情報を特定の事業者のみに提供するということができなくなったり、手続においても、同じ手続をしないとイケなくなる。そういうような効果があると考えているものでございます。

NTTは今でも優遇することはないと言っているのですが、今後、NTTデータが完全子会社化された後にそのような環境変化が起きないようにしてほしいというのが競争事業者の意見でしたので、例えば、これに入れたことによって、グループ内の事業者のみを優遇する、優先的にスペースを先に押さえてしまうようなことを未然に防ぐことができるようになるというような規制であると受け止めております。

一方で、事後的に是正可能なのかというものについては、実際設備を置かれてしまったものを撤去させるというのがどれくらい可能なのかというのは、現場の運用次第とは思いますが、そのようなことがないように事前に手続で公平性を担保する。そういうような理解で論点に挙げているものでございます。

以上でございます。

**【荒牧専門委員】** ありがとうございます。

**【大橋主査】** よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、林委員、お願いできますでしょうか。

**【林委員】** 林でございます。本日、大学の校務の関係で遅参となりまして、大変失礼いたしました。

その上で、この資料の4-2につきまして、何点かコメントがございます。基本的にこの事務局の整理あるいは提案に対して、それをエンドースする意見と捉えていただければいいと思うのですが、コメントを述べさせていただきたいと思います。

1点目は、少し戻るのですが、2021年の「公正競争確保の在り方に関する検討会議」があったかと思えます。その報告書でうたわれた、累次の公正競争条件の遵守を徹底させるようにすることは、ある意味キーワードでもあります。これを最低限担保する措置が必要だと思えます。

その上で、今は、NTTドコモあるいはNTTドコモビジネスが事業法第31条のNTT東西の特定関係事業者として指定されているというところでございますけれども、それをNTTデータまで拡張するというのが私は必要ではないかと思っております。

2点目は、本年2月だったと思えますけれども、情報通信審議会の最終答申があった

かと思えます。そこにも触れられていたかと思うのですが、競争環境の変化、あるいはNTTグループ内の再編といったところに鑑みまして、個別の条件ごとに要否と適否を再検討することが必要だと思えます。

例えば、研究開発成果の公平な開示という条件は廃止するというのが最終答申でも挙げられています。これは法改正にも至ったわけです。その一方で、顧客情報あるいはその他の情報の公平な提供という条件について、その相手方ですが、今のNTT東西とNTTドコモビジネスの間から、完全子会社化されたNTTドコモとかあるいはNTTデータにも拡張すべきではないかと思えます。

このように申しますのも、出資比率の引下げという条件が公正競争条件からなくなったわけです。現在、NTTドコモとかNTTデータは完全子会社化によって、ある意味、資本的な独立性はなくなったということでもございますので、公正競争条件は、ネットワークの公平な提供とか、取引条件の公平性の担保とか、在籍出向とか役員兼任の禁止とか、独立した営業部の設置とか、顧客情報その他の公平な提供とか、いろいろありますけれども、その遵守の徹底は求められるというふうに思います。

長くなって恐縮ですが、3点目です。禁止行為規制、あるいは登録の更新についてでございます。まず、資料の3ページ目です。NTTデータは、MVNOの契約数が5万以上ですので、禁止行為規制の相手方に指定されているということでございますけれども、私は、MVNOの契約数に関わらず、特定関係事業者である者は、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるわけでございますので、これは指定が必要ではないかと思えます。

それから、登録の更新。これは立法論のような話になるかもしれません。特定関係法人が合併の相手方となる場合、これは改正事業法第12条の2の1項4号だったと思えますけれども、そこで「特定電気通信事業を営むもの」に限るという限定がかけられているわけですが、今私が申し上げたような趣旨で、NTTデータもこの定義に含まれるべきではないかと思えます。

最後に、NTTドコモビジネスについてです。御説明もあつたかと思えますけれども、NTTドコモの営業部門が移管されて、名実ともにドコモの法人部門として機能しているわけですので、その行為が排他的な一体営業になったりするといった規制の潜脱にならないように。もちろん親子会社ですので、法律上は法人としては独立しているわけですが、実質的には一体ではないかという意見も競争事業者からあつたかと思いま

す。そこは、この親子関係に対して不当に優先的な取扱いの禁止ということがちゃんと機能するように、場合によっては一体と見直すべきだという議論もあろうかと思います。

これは将来的な立法論になるかもしれませんが、もし親子関係に禁止行為規制が十分に機能しないという事象が見られ、そういうある種の立法事実みたいなものが確認できれば、中長期的な検討課題として、登録の更新の対象に、株式取得というものも対象にすべきではないかということが論点になるのだらうと思います。

すいません。駆け足でいろいろ意見を申し上げましたけれども、事務局様のほうで何か補足的なご応答がございましたら、お願いできればと思います。

以上でございます。

**【大橋主査】** 多面的な観点から、ありがとうございました。

現時点でお手が挙がっている委員は一旦切れていますので、林委員のところについて、もし事務局のほうから何かありましたら、お願いします。

**【小杉事業政策課課長補佐】** 事務局、小杉でございます。林先生、コメントありがとうございます。4点御指摘いただきましたので、お答えいたします。

まず1点目が、論点1について、2021年の公正競争検討会議、事務局資料でも米印で入れていますけれども、こちらの検討結果も引用して、NTTデータに特定関係事業者の指定が必要だという御指摘をいただきました。

おっしゃるとおり、当時の懸念と今の懸念は、情報の共有のような懸念という面では一致しておりますので、もしも皆様の意見が同じ方向を向いているのであれば、この論点1については、指定する方向で事務局としても考えられるのではないかと考えているところでございます。

2点目でございます。こちらは、今年2月の最終答申を踏まえて、公正競争条件の法定化について御説明いただきまして、ありがとうございます。その中で、情報の公平な提供について公正競争条件にあるところですが、これはNTT東西とNTTコミュニケーションズの間で、顧客情報の提供、設備の情報の提供について、公平に扱わなければいけない、そのような公正競争条件があったところでございます。それについて、NTTドコモビジネスだけではなくNTTドコモやNTTデータにも拡張すべきではないかというような御意見だと理解しております。

これは当時、NTTコミュニケーションズとの間で公正競争条件ができたときは、禁止行為規制がなかったところでございますので、現在は禁止行為規制で特定の事業者を

不当に優遇することができない、そういうところで一定の担保はできていると思うのですけれども、おっしゃるとおり、情報の提供で優遇するようなことがあってはならないというのは、禁止行為規制で読めるのかどうかというのは確認したいと思っているところでございます。

3番目の禁止行為の相手方。これは3ページ目です。NTTドコモの禁止行為の相手方に、MVNOの契約数に関わらず指定する必要があるのではないかとこのところでございますが、これはまさに競争事業者が懸念しているところで、例えば、移動通信事業を移管されてしまったら、今のガイドラインでは禁止行為の相手方から外れることになりまして、そうするとNTTドコモがNTTデータを優遇することを止めることができなくなってしまいますので、そのような懸念に、林先生も競争事業者と同じような懸念を持っていただいていると理解しましたので、こちらについても、事務局として整理を進めていきたいと思っております。

4点目は論点の3。4ページ目です。こちらも今年の電気通信事業法の改正で入れたものでございまして、最終答申では、先ほど説明したように、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれがある者に限定すると言っていたのですけれども、NTTデータというのはかなり大きな事業者ですので、その定義に含めるべきではないかというような御指摘であったと思っております。

こちらについては、特定電気通信事業という事業の範囲をこれから省令で定めていく必要があるのですけれども、そのようなNTTデータを入れるべきだという御指摘を踏まえて、どういう省令にするかというのを検討していきたいと思っております。

加えて、株式取得についても見るべきではないかという御指摘をいただきました。こちらは通信政策特別委員会的时候にも御指摘いただいていたと記憶しておりますけれども、そのときの、当時の検討では、法人格が変更する場合、法人格が合併などで変わると禁止行為が適用されなくなるというような立法事実をもって改正されたところでございますが、もし今回の法改正でこの禁止行為規制、公正競争確保の取組が十分に機能しないということがあれば、それはおっしゃるとおり、この検証委員会の場などを通じて検証して、株式取得も検討すべきではないかということは、十分中長期的ではあると思っております。

以上4点についてお答えいたしました。事務局でございました。失礼いたします。

【林委員】 丁寧に補足をいただきまして、ありがとうございました。よろしく御検討い

ただければと思います。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。

御質問でも一向に構いませんけれども、せっかくの機会ですので、そのほかいかがでしょうか。それでは、佐藤委員、お願いします。

【佐藤専門委員】 福島大学の佐藤でございます。

1個前のスライドです。スライド3のところでございます。こちらのほうで、結論としては林委員と同意見であって、確かに競争事業者が言っているような意見はそのとおりだなと思いますし、ここでNTTデータを外すという理由も多分あまり考えられないだろうなということは承知の上です。

一方で、回線数によらず指定するという点について、例えば、ガイドラインを見直すのか、どのように整理するのかというのがまだ私の中ですっきりしていないのですが、事務局としてはどういうお考えでしょうか。その点を伺いたいです。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

規制の対象として、NTTデータが不公平な取扱いがされないようにするかというのが、今、御意見を伺っているところですが、具体的にガイドラインをどのように変えてNTTデータが外れないようにするかというのは、実はまだ事務局としてもこれという案があるわけではないです。

もともとドコモにかかっている禁止行為規制というのは、立法論として、ドコモについては携帯電話の回線が多いというような規制の根拠に立っていますので、その関係とNTTデータのようなソリューション事業で強い事業者の関係、その関係を踏まえた上でガイドラインに規定する必要があると思っております。

また、この禁止行為規制というのは、NTTドコモを名指ししているというよりは、まず二種指定事業者というシェアが高い事業者に適用されて、その中で収益シェアが高い事業者にも禁止行為規制が課されるというようなものですので、必ずしもNTTだけが最初に対象になっている規制ではないので、その点も踏まえてガイドラインにどういう条件で書いていくかというのは、事務局として考えて、また御相談したいと思っております。

【佐藤専門委員】 分かりました。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

そのほかよろしゅうございますか。ありがとうございます。

本日は、事務局からこれまでの議論を踏まえた論点ということで御提起していただいているものですので、事務局におかれては、本日いただいたコメントも踏まえつつ、さらに論点の深掘りをしていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

それでは、よろしければ次の議題に進めさせていただきます。議題の3、その他の検討事項についてということで、令和7年の法改正に伴って整備すべき省令事項について、事務局より御説明をまずお願いいたします。

【小杉事業政策課課長補佐】 引き続きまして、事務局、小杉より御説明いたします。

こちらは、令和7年の法改正を踏まえた省令改正を年明けぐらいまでにはまとめなければいけないところですが、今までは、NTTデータの子会社化に絡めて公正競争上の懸念や事業者ヒアリングをしていたのですが、それ以外の論点についての改正事項もあるということで、まずは、改正事項の御説明をしたいというものになります。

1 ページ目を御覧ください。これは過去の経緯からのおさらいになります。今年2月の情報通信審議会の最終答申において、NTT東西の業務範囲の規律の見直し、これは緩和をしたところですが、主に緩和ですけれども、緩和をして、そのセーフガード措置として、累次の公正競争条件のうち必要なものを法定化。これはどちらかというと規制強化です。緩和と強化をすることが適当であるという提言をいただいていたところがございます。

2 ページ目になりますが、こちらはNTT法の改正内容でございます。先ほどの最終答申を踏まえたNTT法の改正は、主に規制の緩和をしております。2つ行っておりまして、まず1ポツ目のとおり、ブロードバンド・IP化の進展により、距離別の料金・サービスの提供によらない市場構造に変化をしたというところがございます。

左側の図で、この緩和をする前、もともとNTT法ができた頃は、本来業務は県域業務規制にしていたところがございます。マイラインなどの中継電話の競争を促進するために、県内業務に限定していたところがございますけれども、これを今年の改正で県間通信も本来業務にしたというものでございます。

もう一つが、上の囲みの2ポツ目ですけれども、本来業務以外の業務は活用業務として事前届出が必要だったのですが、活用業務についてたくさん届出が行われて類型化が進んだ中で、個別業務ごとの事前届出制から実施基準に従って営むことができるように緩和したものでございます。右側の図にあるとおり、事前に実施基準を作って公表すれ

ば個別の届出は不要になるという緩和をしたところでございます。

また、この活用業務については事後検証するとされていて、この事後検証は市場検証委員会で検証していただく立付けになっているところでございます。

3 ページ目が、改正NTT法に基づく省令事項でございます。改正NTT法の規制によって、先ほど申した活用業務の見直しがされました。その活用業務の対象範囲、対象外となる業務の特定や、先ほど申した実施基準とか報告事項について規定する必要があるというものでございます。

①と②で、NTT法の省令事項、項目を並べておりますけれども、上の①が活用業務関係でございます。1つ目のポツで、そもそも活用業務といっても、法律レベルでできないものがありまして、それが移動通信業務とISPでございます。さらに、総務省令で、それ以外にも活用業務として認められない業務が定められることとなっているものでございます。

2ポツ目は、先ほど申した実施要件となる実施基準に記載すべき項目を総務省令で規定する必要があるということでございます。同じように、毎年度の実施状況に係る報告事項に記載する項目も総務省令で定める必要があるところでございます。

下段のその他については、主に本来業務を安定的に提供する、安定的な事業運営を行うための規律で、ここに挙げているような5つの省令項目を定める必要があるものでございます。

以上がNTT法関係でございます。7 ページ目は、セーフガード措置として、累次の公正競争条件を法定化、規制強化の電気通信事業法の改正の内容でございます。4つございますけれども、いずれもNTTデータの検証の中で出てきたものと重複すると考えております。

左上が、特定の事業者との間の在籍出向の禁止。役員兼任の禁止に加えて、在籍出向を禁止する法改正がされたところでございます。

右上が、特定の事業者との有利な条件での取引の禁止。通常の場合に比して特定の事業者を有利な条件で取引を行うことを禁止できるようにしたものでございます。

左下は、卸関連情報の目的外利用の禁止。今まで、接続関連情報は目的外利用が禁止されていたのですが、卸役務についても同じだろうということで追加されたものでございます。

右下は、グループ内の大規模事業者との合併等審査。こちらは先ほど前半で出てきた

とおり、グループ内の大規模事業者と合併した場合の公正競争の確保の観点から審査できるようにするという改正でございます。

これらのセーフガード措置を事後検証するという意味で、一番下にありますけれども、規制の遵守状況や競争状況について検証することも法定化されたところでございます。

以上のような法改正事項を踏まえたのが8ページ目の省令改正事項でございます。電気通信事業法の省令では大きく2つの省令項目があります。NTT東西に対する禁止行為規制関係として、例えば、在籍出向の禁止の対象はどういう業務に従事しているものなのか、また、禁止される特定の取引というのはどういうものなのか。これが省令事項となっております。

②はグループ内合併等審査の関係でして、合併審査の対象となるグループ企業の範囲を省令で定めることとなります。「特定電気通信事業を営む者」という法律用語になっていますので、この定義、範囲を省令で定める必要があるというものでございます。

以上、参考では関係条文をつけていますけれども、残った省令改正の項目を紹介させていただきます。

事務局からは以上でございます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

その他の検討事項ということで、若干いろいろ盛り込まれているということだと思います。大まかに言うと、その前段では、改正NTT法に係る部分となります。NTTデータについてはこれまでずっと議論してきましたけれども、それ以外の観点でのNTTに関しての事項ということで、こちらのほうは多分、後日検証を当委員会でもやることもあるかと思いますが、そうした部分に関する点。2つ目は公正競争の確保に係る規律ということで、NTTデータで議論したのものもあるとは思いますが、そうした観点での省令見直しについての観点ということでございます。

もし現時点で何かお気づきの点であるとか、あるいは御質問があれば、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。こちらのほうは次回以降も引き続き御議論をするテーマにもなると思いますが、現時点で御質問でもあればと思いましたが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。どうぞ。

**【林委員】** すいません。時宜に遅れてしまいました。

まさに大橋主査がおっしゃったように、これからいろいろ検討していこうという  
ことで、そのときに、都度、またコメントや質問があればお願いしたいと思います。

今回、改正NTT法によるいろいろな法改正が実現して、それに伴ういろいろな見直  
しがある中で事後検証していく。その事後検証というのがこの委員会に託された役割で、  
これからそれをしっかりやっていくということだと思います。

まさにNTT法が今年の5月に改正されて、附則で、施行後3年後をめどに、NTT  
をめぐる制度の在り方にまた検討を加えるという内容が盛り込まれたと思うのですけれ  
ども、今後3年後に、またそういう附則に基づくNTTの在り方の議論をするに当たっ  
て、今日いろいろ御提示いただいた論点も参考資料として供されるという理解でいいの  
か。また全く新しいテーマが出てくるのかもしれませんが、その附則による3年後の見  
直し議論を見据えた検証というものも一方で頭の隅に入れておく必要があるのかどうか。  
その辺りについて、確認の意味を込めて御教示いただければと思います。

以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

もしほかにもありましたら、まとめて事務局から御回答いただこうかと思いますけれ  
ども、ほかの方、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今の林先生の御指摘について、事務局からお願いできますか。

**【小杉事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。林先生、御指摘ありがとうございます。  
御理解のとおりでございます。

もう少し正確に言うと、今年の令和7年の検証の調査評価の実施方針の最後のほうに  
も書いておりますけれども、附則の見直し検討が3年後にあります、そのために必要  
な市場の検証とかデータの取得、調査をしていただきたいというのが、検証委員会にお  
願いしたい事項と思っております。

そのためには、日頃からというか、毎年の検証において、特に競争事業者が懸念して  
いる法人分野、ソリューション分野、そちらの状況をよく把握、検証しておいていただ  
きたいというのがありますし、今ちょうど表示されておりますけれども、例えば、NT  
T東西の分離の在り方とか、NTT持株による事業の実施の在り方、本日は紹介できま  
せんでしたが、競争事業者からはこういった東西の分離とか持株の事業の実施につい  
ては懸念というか、ちゃんと検証してくれという意見が出ておりましたので、そういった  
点の事実を、調査を積み重ねておいていただけると、3年後の法改正後の検証に大変役

立つと思っておりますので、そのようにぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【林委員】 ありがとうございます。そういう意味では、3年後も見据えた息の長い検証をしっかりとやっていくということで、我々に課せられた使命も非常に大きいものがあるというのを改めて自覚した次第です。どうもありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。他方で、3年はあっという間に経つのではないかと思います。

【林委員】 そうですね。おっしゃるとおりです。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、これらの検証事項について、次回以降もまた引き続きやっていきますけれども、前回までヒアリングを行わせていただいた各事業者・団体様におかれても、これらの省令事項について御意見がある場合には、次回の会合までにメール等で提出していただくように、事務局を通じてお願いをしたいというふうに考えております。

また、委員の皆様におかれましても、本日の議論全体について、これはNTTも含むものでございますけれども、各社・各団体様へもし追加の御質問などあれば、事務局へ御提出いただければと思います。事務局の都合もございますので、差し支えなければ、10月3日金曜日までに御提出いただければ、こちらのほう御質問の内容について各社・各団体等に回答いただくようお願いの段取りをさせていただければというふうに思っています。

それでは、本日の議事は以上となりますけれども、もし全体を通じて御質問、御意見等あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局から今後のスケジュール等についていただけますでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回の検証委員会の日程につきましては、別途、事務局より御連絡を申し上げます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、第4回の市場検証委員会のほうを終了とさせていただきます。本日も大変お忙しいところ、御意見等頂戴いたしまして、ありがとうございました。